市有財産売却要領

1　売却物件

物件番号	区分	所在及び地番	地　目	地　積	売却価格
1	土地	田川市大字伊田 4702 番 2	宅地	599.12 ㎡	4,742,766 円
2	土地	田川市白鳥町 2260 番 14	宅地	264.24 ㎡	2,127,132 円
3	土地	田川市大字糒 2200 番 28	宅地	228.17 ㎡	801,104 円

2　申し込み資格

個人及び法人を問いません。ただし、次の各号に掲げる人は申し込みできません。また、代理人としても申し込みできません。

⑴　契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者）及び破産者で復権を得ない者

⑵　個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に該当する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者

法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に該当する者

3　申し込み方法

次の規定に従って申し込みをしてください。

⑴　提出書類

①　「市有財産売払申請書」

②　「誓約書」

③　個人の場合は、発行後３か月以内の住民票抄本及び印鑑証明書

法人の場合は、発行後３か月以内の法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）及び印鑑証明書

⑵　提出先　田川市総務部財産活用課（田川市役所３階）

⑶　申し込み期間

令和７年９月１６日（火）から令和８年２月２７日（金）まで

（土・日・祝日・年末年始等の閉庁日を除く）

午前８時３０分から午後５時までに提出書類を持参して提出してください。

４　現地説明会

現地説明会は開催しません。

物件は、現況のまま引き渡しますので、現地を充分確認の上、申し込みをしてください。

５　契約保証金について

購入者は、田川市契約事務規則の規定により契約金額の１００分の１０以上の現金又はこれに代わる担保を契約保証金として市に納入しなければなりません。

ただし、売払代金（契約及び所有権移転登記に要する費用等を含む。以下同じ。）が契約と同時に即納される場合は、免除されます。

６　売買契約の締結

売却決定通知を送付した日から３０日以内（３０日目が土、日、祝日の場合は翌開庁日）に売買契約を締結します。

土地売却金額のほかに、契約の締結及び所有権移転登記に必要な次の費用は、購入者の負担となります。

⑴　所有権移転登記の登録免許税

⑵　契約書の収入印紙

詳しくは、「１０　その他の費用等の負担について」を確認してください。

７　契約保証金の帰属

申し込み者が、売却代金の納入を延期した場合において、納入期限までに売却代金を納入しない場合は、売買契約を解除し、納入済みの契約保証金は市に帰属します。

８　売買物件の引き渡し

売払代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、現況有姿で物件を引き渡したものとします。（現地での引渡しは行いません）

９　所有権移転登記手続き

所有権移転登記手続きは、売払代金全額の納付確認後市が行いますが、登録免許税は購入者負担です。

１０　その他の費用等の負担について

土地売却金額のほかに、次の負担が発生します。

⑴　契約の際に必要な費用負担

物件番号	登録免許税	印紙税
1	７５，１００円	売買契約の印紙税が、売却価格により５００円から１千円程度必要です。 ５０万円を超え　１００万円以下のもの　５００円 １００万円を超え　５００万円以下のもの　１千円
2	４４，７００円	
3	２７，０００円	

⑵　所有権移転後に課税されるもの

次表の固定資産税評価相当額を目安に、それぞれ賦課されます。

①　固定資産税（市税）…１月１日時点の所有者に毎年賦課

［税額＝課税標準額の１．５％］

②　不動産取得税（県税）…所有権移転後１回のみ賦課　［税額＝課税標準額の３％］

＊ 令和９年３月３１日までに宅地等（宅地及び宅地評価された土地）を取得した場合は、取得した不動産の価格×１／２を課税標準額とします。

物件番号	所 在 及 び 地 番	固定資産税評価相当額（令和７年度）
1	田川市大字伊田 4702 番地 2	５，０１２，６１６円
2	田川市白鳥町 2260 番 14	２，９８５，９１２円
3	田川市大字糒 2200 番 28	１，８０２，５４３円

＊ 評価相当額は、あくまでも目安ですので、確定した価額ではありません。
また、土地の利用状況や制度の変更等により変動します。

１１ その他

⑴　申し込み資格のない者の申し込み及び申し込みに関する条件に違反した申し込みは、無効とする。

⑵　申し込み者は、この要領等についての不明なことを理由として、異議を申し立てることはできません。

⑶　契約を締結した場合、契約内容（物件所在地、区分・数量、契約年月日、契約金額、契約者名等）は、情報を開示することがあります。

問い合わせ先（事務局）

〒825-8501
福岡県田川市中央町１番１号
田川市役所３階
田川市総務部財産活用課財産活用係
電話　直通　0947-85-7108
　　代表　0947-44-2000（内線 311）
Fax 0947-46-0124
E-mail　z.katsuyou@lg.city.tagawa.fukuoka.jp